

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 Q&A（全体版）

（令和8年3月23日）

目次

【共通】

- （総論－1）スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業を実施する趣旨いかん。
- （総論－2）本事業はどのような事業で構成されているのか。また、支援内容や事業実施主体はどのようにになっているのか。
- （総論－3）本事業の対象となるスマート農業技術はどのようなものか。
- （総論－4）本事業における「新たな生産方式」とは何か。
- （総論－5）事業要件の1つである新たな生産方式を導入する取組や栽培方式を転換する取組について、具体的にどのような取組であれば該当するのか。
- （総論－6）機械導入のみで実施可能か。
- （総論－7）新たな生産方式の導入は、現場で実証されたものに限定されるのか。
- （総論－8）生産管理システムの導入、人材育成に要する研修や簡易ほ場整備など、これらを単独で事業を活用して実施することは可能か。
- （総論－9）本事業の実施にあたり、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受ける必要があるのか。
- （総論－10）既にスマート農業技術と新たな生産方式の導入に取り組んでいる場合でも支援を受けられるのか。
- （総論－11）新規就農や新規参入する場合も応募可能か。
- （総論－12）事業メニューごと（地域型、広域型）の申請先や相談先はどこか。
- （総論－13）広域型の事業実施主体、及び地域型の取組主体の考え方いかん。
- （総論－14）農業支援サービス事業者も本事業を活用することが可能か。
- （総論－15）自作農地のみならず、作業受託により他者の農地を請け負っている場合も支援対象となるのか。
- （総論－16）既に所持しているスマート農業技術（栽培管理システム等）を活用して事業を実施することは可能か。
- （総論－17）スマート農業機械や農業機械の単純更新は対象となるのか。
- （総論－18）現状維持の取組は許容されるのか。
- （総論－19）他の国の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかん。
- （総論－20）本事業における事業着手はどの時点になるのか。
- （総論－21）本事業における交付決定とは何か。
- （総論－22）農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということか。

- (計画－1) 各種計画書において、1つの計画に複数の作物を位置付けることは可能か。
- (計画－2) 成果目標はどのように設定するのか。
- (計画－3) 成果目標（労働生産性の向上、品目ごとの成果目標）は、どの時点と比較するのか。
- (計画－4) 必須の成果目標である労働生産性の向上について、「向上度を5%以上向上」はどのように算出するのか。
- (計画－5) 成果目標で「販売額の増加」を選択した場合、評価における価格補正は、どのように算定するのか。
- (計画－6) 別表4の面積要件のうち、果樹、野菜、花きで定めている「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。
- (計画－7) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方がいかに。
- (計画－8) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積(※)か。また、事業開始時点で面積要件を満たしている必要はあるか。
- (計画－9) ブロックローテーションの場合の面積要件は、どうなるのか。
- (計画－10) 加点要素4実効性について、普及組織等による支援が行われることとことだが、どの程度の支援が求められるのか。
- (計画－11) 加点要素5重点品目について、どのような品目が該当するのか。
- (計画－12) 加点要素5重点品目について、輸出の取組とは、どのような取組によって加点となるのか。
- (計画－13) 加点要素5重点品目の配分基準（注3）の「輸出の取組以外の取組」とは何か。
- (計画－14) 加点要素5重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。
- (計画－15) 加点要素5本事業において重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、複数品目を生産している事業実施主体または取組主体において、重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。
- (計画－16) 労働生産性の計算を行うに当たり、現状の労働時間は県が定める収益性標準等を参考に設定してよいか。
- (計画－17) 新たな生産方式への転換として、ほ場の大区画化による効率化に取り組む場合、国営土地改良事業などによる効率化との組み合わせでもよいか。
- (計画－18) 新たな生産方式への転換として、ほ場の大区画化による効率化に取り組む際、すでに大区画化が進んでいる場合は、それを新たな生産方式への転換とみなし、自動操舵システム等のスマート農機を導入することも補助対象となるか。
- (計画－19) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

- (計画-20) 各種計画（リース導入補助）の申請・承認後に、機械導入補助に変更することは可能か。
- (経費-1) 支援対象となる経費は、スマート農業機械の導入経費に限られるのか。
- (経費-2) 国庫補助金額に上限額はあるのか。
- (経費-3) 実施要領別表2の①及び②にはそれぞれどのような経費が該当するか（どのような整理、仕分けになっているか）。
- (経費-4) 自社調達やグループ企業等からの調達は可能なのか。
- (経費-5) 導入機械に係る保険料（動産保険）について、例えば、8月に機械を導入し、保険期間1年の保険に加入した場合、補助対象となるのは保険料の12分の8（8月～3月の8ヵ月分）となるのか。
- (経費-6) 新たな生産方式の導入の取組として、畔取りや枕地確保等の農地整備を行う場合、作業を外部委託してもよいのか。
- (経費-7) スマート農業技術の導入において、例えば、生産管理システムのデータ分析や、ドローン操作をサービス事業者等へ外部委託してもよいのか。
- (経費-8) 「事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない」とのことだが、「事業の根幹を成す業務」とは何を指すのか。
- (経費-9) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。
- (経費-10) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積り合せは必要か。
- (経費-11) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。
- (経費-12) 農業機械等の導入補助の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。
- (経費-13) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断するべきか。
- (経費-14) 機械や資機材を購入する場合の補助金の支払いは、精算払いとなるのか。
- (経費-15) 消費税は補助対象となるのか。
- (経費-16) 本事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。
- (報告・評価-1) 事業評価において、労働生産性の成果目標については価格補正を行う場合があるが、どのように行うのか。
- (報告・評価-2) 新たな生産方式の導入について、新しい生産方式に切り替えたことの確認はどのように実施し、それを担保するのか。
- (報告・評価-3) 特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいのか。
- (報告・評価-4) 各計画の成果目標の達成状況は、どのように検証するのか。
- (補助対象-1) ドローンを導入する場合、離発着場の整備は補助対象となるか。
- (補助対象-2) 自動操舵トラクタ等の導入と併せて、RTK 基地局や GPS 基地局を合わせて導入する場合、補助対象となるか。
- (補助対象-3) 米の乾燥調製機や野菜や果物の選果機、野菜の洗浄機等、据え置き機械は補助対象になるか。

- (補助対象－4) 資機材費とはどのような経費が対象となるか。
- (補助対象－5) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。
- (補助対象－6) 中古機械の導入補助の要件いかに。
- (補助対象－7) 農業機械のアタッチメントも補助対象に含まれるのか。
- (補助対象－8) 50万円未満の農業機械の場合は補助対象とならないのか。
- (補助対象－9) 複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能なのか。
- (補助対象－10) 農業機械を導入する場合、リース導入も可能か。
- (補助対象－11) 農業機械の選定に当たって留意することはあるか。
- (補助対象－12) 導入した農業機械はいつまで使い続ける必要があるのか。
- (補助対象－13) 施設整備は対象外とのことだが、施設内の機器については対象となるか。
- (補助対象－14) 例えば、スマート農業技術として栽培管理システムを導入し、その効果を高める新たな生産方式として、データの共有・分析を通じた栽培管理の最適化を行い、適期に湛水直播を行うために自動操舵システムのない(スマート要素のない)田植機及び播種機(アタッチメント)を新たに導入したい場合、補助対象になるのか。
- (補助対象－15) 例えば、スマート農業技術である栽培管理システムを導入し、データの共有・分析を通じた施肥管理の最適化を実施済みの地区において、同システムを新たに移植や播種の適期管理にまで対象範囲を広げる場合、その播種適期に効率的に湛水直播を行うため、自動操舵システムのない(スマート要素のない)田植機及び播種機(アタッチメント)を導入することは補助対象になるのか。

【広域型】

- (総論(広)－1) 広域スマート計画とは何か。
- (総論(広)－2) 地方農政局の管轄を跨いで事業を実施する場合、申請先はどこになるか。
- (計画(広)－1) 加算要素3 地域計画について、加算ポイントを取得するためには、事業を実施する複数の地域で位置づけられていなければならないのか、その場合の加算ポイントは何ポイントとなるのか。
- (総論(広)－2) 広域型における面積要件はどのように判断するのか。

【地域型】

- (総論(地)－1) 産地スマート計画とは何か。
- (総論(地)－2) 各計画は変更可能か。
- (総論(地)－3) 民間事業者も補助対象とすることができるのか。
- (総論(地)－4) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も補助対象としてよいのか。
- (総論(地)－5) 本事業は市町村経由の事業となるのか。
- (総論(地)－6) 産地スマート計画に位置付けられているすべての人が事業を活用する必要があるのか。
- (総論(地)－7) 産地スマート計画と地域計画の関係いかに。

- (総論(地)－8) 産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。
- (総論(地)－9) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の補助対象となり得るか。
- (総論(地)－10) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。
- (総論(地)－11) 本事業の地域型（計画認定者以外）における都道府県と地域協議会等の役割いかん。
- (総論(地)－12) 地域協議会が解散する場合、本事業の承継や変更に係る手続きいかん。
- (計画(地)－1) 産地スマート計画の成果目標と取組主体の成果目標は一致させなければならないのか。
- (計画(地)－2) 取組主体事業計画の申請先はどこか。
- (計画(地)－3) 産地スマート計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、どの地域協議会が計画を作成すればいいのか。
- (計画(地)－4) 産地スマート計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。
- (計画(地)－5) 産地スマート計画の目標年度の考え方いかん。
- (計画(地)－6) 取組主体事業計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。
- (計画(地)－7) 産地スマート計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。
- (計画(地)－8) 成果目標（労働生産性の5%以上向上等）は、各種計画ごとに達成する必要があるのか。
- (計画(地)－9) 1人の農業者が複数の産地スマート計画に参加することは可能か。
- (計画(地)－10) 目標達成率が80%に満たなかった産地スマート計画を有する協議会やスマ農法の計画認定を受けた農業者であっても、新たな計画の作成は可能か。
- (計画(地)－11) 目標達成率が80%に満たなかった産地スマート計画を有する協議会やスマ農法の計画認定を受けた農業者に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。
- (計画(地)－12) 成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の計画について、厳格な審査が行われるのはどのような場合か。
- (計画(地)－13) 成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が、別産地又は別品目の産地スマート計画に参加する場合、厳格な審査の対象となるのか。
- (計画(地)－14) 機械導入等を支援する他の事業で成果目標が未達成の場合の取扱いはどのようなになるか。
- (計画(地)－15) 産地スマート計画を1法人等で作成することは可能か。
- (計画(地)－16) 各計画を1品種で作成することは可能か。
- (計画(地)－17) 産地スマート計画に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。
- (計画(地)－18) 目標年度が異なる取組について、1つの産地スマート計画に位置付けてもいいのか。
- (計画(地)－19) 産地スマート計画に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。

- (計画(地)－20) 産地スマート計画の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。
- (計画(地)－21) 例えば、初年度に交付決定した産地スマート計画（事業実施年度：初年度）に、2年目に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ妥当性協議を行うことになるのか。
- (経費(地)－1) 取組主体に対する補助金の支払ルートについて。
- (経費(地)－2) 取組主体補助金の支払いに当たって、都道府県等はどうのような確認を行うのか。
- (経費(地)－3) 交付等要綱別表2の推進事務費で示される支援対象は何か。
- (経費(地)－4) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。
- (経費(地)－5) 地域協議会が他事業等の推進も担っているケースも多いが、本事業の推進事務費についてどのように活用すればよいか。
- (経費(地)－6) 機械、資材等の販売事業者や販売関係団体を構成員とする協議会が策定する産地スマート計画のもとで事業に取り組む場合、この協議会の構成員から、機械、資材を購入する必要があるのか。
- (高度－1) スマート技術高度利用計画とは何か。
- (高度－2) スマート技術高度利用計画で申請する場合、「事業実施期間中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実」とは、どのような場合か。
- (高度－3) スマート技術高度利用計画の内容が、生産方式革新実施計画の内容と合致するとは、どのような場合か。
- (報告・評価(地)－1) 各計画の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

【共通】

(総論－１)

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業を実施する趣旨いかん。

(答)

- 1 我が国の農業従事者が大きく減少することが見込まれる中、今後とも国内の生産水準を維持するためには、農業現場においてスマート農業技術を活用し、労働生産性の高い農業構造への転換を早急に進めていくことが必要である。
- 2 また、スマート農業技術の導入にあたっては、既存のほ場形態や栽培体系の転換など、その導入効果を十分に発現させる取組と一体的に推進していくことが重要である。
- 3 このため、スマート農業技術を活用し、その導入効果を大幅に高める栽培体系への抜本的な転換等を通じて品目毎の個別技術課題への対策に取り組む産地を総合的に支援することとしたものである。

(総論－２)

本事業はどのような事業で構成されているのか。また、支援内容や事業実施主体はどのようなになっているのか。

(答)

- 1 本事業は、品目ごとの技術課題を解決するために、スマート農業技術の導入及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組に係る機械導入費や栽培体系の転換に要する経費等を支援するものである。
- 2 広域型と地域型の2つのメニューから構成されており、また、地域型の中でもスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定者と認定者以外で事業実施主体の要件が異なる。それぞれ主な要件は以下のとおり。

①広域型

都道府県域等（北海道においては複数の総合振興局・振興局の管轄域）をまたいで事業を実施する農業者、農業者団体等が「広域スマート計画」を策定。

②地域型（認定者以外）

都道府県域等で事業を実施する農業者、農業者団体等が「取組主体事業計画」を策定し、地域協議会等が策定する「産地スマート計画」に位置付け。

③地域型（計画認定者）

生産方式革新実施計画の認定を受け（地方農政局から同計画の内諾を受けている場合を含む）、都道府県域等で事業を実施する農業者、農業者団体等が「スマート技術高度利用計画」を策定。

(総論－３)

本事業の対象となるスマート農業技術はどのようなものか。

(答)

例えば、一般的にスマート農業機械と呼ばれている、以下のような機械等が対象となる。

- ① 衛星測位、カメラ画像等のセンシングデータを基に自律で走行又は自動で操舵（作業を含む。）等を行う機能を有する農業用機械（自動走行トラクタ、可変施肥機、野菜・果樹等の自動収穫ロボット等）
- ② 農業用ドローン（農薬散布、ほ場内を撮影し生育情報のデータ化を行うセンシング等）
- ③ 農業用センサ等によりデータを収集し、当該データを遠隔地に通知し、又は当該データに基づく予測・診断又は自動・遠隔で環境等の制御が可能なシステム（ハウス内環境制御システム、病害虫の発生予測・病害虫診断システム等）
- ④ 農業用経営管理システム（農機等と連携して作業データを自動入力・出力する農業用ソフトウェア、ほ場管理システム、収量・出荷予測システム等）
- ⑤ その他センサ・制御系及び駆動系を有し、又は遠隔操作等により動作する農業用機械等（自動選別機、リモコン草刈機等）

※耕うんや代かき、は種や定植（育苗含む）から収穫等までのほ場における生産工程の取組を対象とする。

(総論－４)

本事業における「新たな生産方式」とは何か。

(答)

主に以下の３つの取組を想定。

- ① スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培の方法、品種等の導入
（例）自動走行収穫機を導入し、自動走行に適した形状のほ場（枕地の確保や畝間の拡大）へ変更することにより、省力化を実現
- ② スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
（例）自動収穫機の導入と併せ、仕向け先を加工・業務用に転換することに伴い、出荷方法を段ボール出荷から鉄コンテナ出荷に変更する
- ③ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入

(例) 食味計付き収量コンバインを導入し、得られたデータを計画内の農業者間でデータを共有して翌年の基肥に活用して可変施肥を行うことにより、生産性を向上

※耕うんや代かき、は種や定植（育苗含む）から収穫等までのほ場における生産工程の取組を対象とする。

(総論－５)

事業要件の１つである新たな生産方式を導入する取組や栽培方式を転換する取組について、具体的にどのような取組であれば該当するのか。

(答)

具体的な取組例については、以下を参考とされたい。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/pdf/smaten_torikumirei.pdf

(総論－６)

機械導入のみで実施可能か。

(答)

- 1 本事業はスマート農業機械の導入のみを事業目的としているのではなく、産地におけるスマート農業技術の導入と、その導入効果を高める新たな生産方式の導入を目的としていることから、機械導入のみならず、畦取りや枕地の整備、果樹の改植等の新たな生産方式の導入の取組をセットで行う必要がある。
- 2 なお、新たな生産の方式の導入については、本事業以外の補助（国営土地改良事業等）や自費施行で行うことも可能。ただし、機械導入と同一年度で実施するよう計画策定すること。

(総論－７)

新たな生産方式の導入は、現場で実証されたものに限定されるのか。

(答)

スマート農業技術の導入及びその効果を高める新たな生産方式の導入として効果が実証されているものに限り、開発段階の技術は補助対象にならない。

(総論－８)

生産管理システムの導入、人材育成に要する研修や簡易ほ場整備など、これらを単独で事業を活用して実施することは可能か。

(答)

農業機械を導入する際に必要となる経費として支援対象としているため、単独では支援対象にはならない。

(総論－9)

本事業の実施にあたり、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受ける必要があるのか。

(答)

- 1 本事業の実施にあたり、生産方式革新実施計画の認定は要件とはしていない。
- 2 なお、生産方式革新実施計画の認定を受けた者に対しては、産地スマート計画を介することなく都道府県に直接申請できる、ポイント加算が受けられるといった優遇措置を講じている。

(総論－10)

既にスマート農業技術と新たな生産方式の導入に取り組んでいる場合でも支援を受けることができるのか。

(答)

既にスマート農業技術と新たな生産方式の導入に取り組んでいる場合は支援対象とはならないが、別のスマート農業技術を導入する、または新たな生産方式に取り組む面積を拡大する等によりさらなる労働生産性の向上に取り組む場合は支援対象となる。

(総論－11)

新規就農や新規参入する場合も応募可能か。

(答)

- 1 本事業では、スマート農業技術の活用と併せて品種の転換など新たな生産方式の導入を行う者に対して支援することとしており、新規で取組を行うことは基本的に想定していない。
- 2 ただし、地域における客観的な比較基準となる慣行的な手法による値（統計データや既存営農者の平均値など）がある場合に限り、新規就農や新規参入の取組や品目転換等により新たな品目の栽培に取り組む者のみの取組であっても、当該数値を現状値として用いて申請を行うことが可能。

(総論－12)

事業メニューごと（地域型、広域型）の申請先や相談先はどこか。

(答)

- 1 広域型においては、事務所が所在する都道府県や主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局等（北海道農政事務所、沖縄総合事務局含む。）に相談、申請することとなる。
- 2 地域型においては、まずは都道府県に相談することとなる。
- 3 地域型において、実際に事業を活用する際は、生産方式革新実施計画の認定者以外は、産地スマート計画に位置付けられる必要があるため、その策定主体である地域協議会等に相談、

申請することとなる。

(総論-13)

広域型の事業実施主体、及び地域型の取組主体の考え方がかん。

(答)

以下①～⑨の者としている。

- ① 都道府県（広域型に限る。）
- ② 市町村
- ③ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- ④ 土地改良区
- ⑤ 農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。）
- ⑥ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。）
- ⑦ 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者（大企業）及びこれらの民間事業者（大企業）から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。）
- ⑧ 都道府県協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。）
- ⑨ 地域協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第2の1に定める産地協議会をいう。）

(総論-14)

農業支援サービス事業者も本事業を活用することが可能か。

(答)

農業支援サービス事業の立ち上げや拡大を行う場合は、「スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」が活用可能。

(総論-15)

自作農地のみならず、作業受託により他者の農地を請け負っている場合も支援対象となるのか。

(答)

- 1 作業受託している生産者のみならず、農地の出し手（委託元）も含めて産地スマート計画に位置付けて取り組むのであれば、作業受託農地で使用する農業機械も対象となり得る。

- 2 なお、産地スマート計画の範囲外で受託を行う場合は用途外使用となるため、計画策定の際、受託予定の農地が判明している場合は全て計画に含める等、計画の対象範囲に注意すること。

(総論-16)

既に所持しているスマート農業技術（栽培管理システム等）を活用して事業を実施することは可能か。

(答)

栽培管理システム等のスマート農業技術をすでに所持・使用している場合、本事業において、そのスマート農業技術を引き続き使用することも可能だが、そのスマート農業技術の効果を高める新たな生産方式に取り組む必要がある。

(総論-17)

スマート農業機械や農業機械の単純更新は対象となるのか。

(答)

本事業では労働生産性の向上を成果目標としているため、労働生産性の向上につながらないスマート農業機械や農業機械の単純更新は対象外である。

(総論-18)

現状維持の取組は許容されるのか。

(答)

各種計画において、成果目標（労働生産性の向上、品目ごとの成果目標）の達成に必要な取組を設定することから、現状維持の取組は不可である。

(総論-19)

他の国の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかな。

(答)

- 1 他の国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。
- 2 そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意すること。

(例) 他の補助事業で支援を受けて、農業機械等の導入及びリース導入した場合等。

(総論-20)

本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(答)

- 1 原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。
- 2 ただし、緊急かつやむを得ない事情による場合にあつて、都道府県知事等に提出した取組主体事業計画等により事業内容が明確となつており、かつ、補助金の交付が確実となつたときに限り、事業実施主体及び取組主体は、交付決定前着手届を所定の者へ届け出ることにより、事業着手が可能。

(総論-21)

本事業における交付決定とは何か。

(答)

- 1 広域型にあつては、事業実施主体は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。
- 2 地域型にあつては、都道府県知事は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。
- 3 なお、地方農政局長等が行う交付決定は、予算の範囲内で行うこととなる。

(総論-22)

農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加できないということか。

(答)

- 1 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、指名停止の措置等(※)を受けている期間は、本事業の競争入札には参加できない。
- 2 本事業における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、入札に参加しようとする者(見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者)に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認すること。

(注)「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

(計画－1)

各種計画書において、1つの計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(答)

- 1 原則、1計画につき1品目（野菜や果樹といった単位）で計画策定すること。
- 2 ただし、品目横断的に一体不可分の取組（輪作体系、共通の栽培管理システムを使用、1台のロボトラを米と野菜の農地で使用、等）を実施する場合であったり、同一システムを品目横断的に導入する取組（複数品目のほ場に同一のかん水システムを導入する、等）といった場合は、1計画に複数品目を位置付けることも可能な場合があるため、個別に相談されたい。

(計画－2)

成果目標はどのように設定するのか。

(答)

本事業では労働生産性の向上目標を必須とし、もう1つ、品目ごとに設定している単収の増加や品質向上等の目標から選択し、あわせて2つを設定することとなる。

(計画－3)

成果目標（労働生産性の向上、品目ごとの成果目標）は、どの時点と比較するのか。

(答)

- 1 現状値は、原則、取組の前年度とする。
- 2 ただし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することも可能とする。

(計画－4)

必須の成果目標である労働生産性の向上について、「向上度を5%以上向上」はどのように算出するのか。

(答)

- 1 労働生産性は、「生産量」or「販売額」or「栽培面積」/「労働時間」で算出する。

※ 労働生産性の現状値をA、目標値をBとする場合、

変化率(%) = (B-A) / A が5%以上であれば目標達成となる。

- 2 なお、労働時間は、スマート農業技術に係る作業時間だけでなく、耕うんや代かき、は種や定植（育苗含む）から収穫等までのほ場における生産に係る全労働時間で算出する。

(計画－５)

成果目標で「販売額の増加」を選択した場合、評価における価格補正は、どのように算定するのか。

(答)

成果目標で「販売額増加」を選択した場合、評価の際の価格補正は、次の式で算定する。

補正後の販売額

$$= \text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \times \text{目標年度の実績の数量}$$

補正係数

$$= \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※１）} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※２）}$$

※１ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※２ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(計画－６)

別表４の面積要件のうち、果樹、野菜、花きで定めている「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

(答)

- 「都市近郊地域」は、一般地域に比べて農地面積が少ないという実態を踏まえ、野菜の面積要件を大幅に緩和（（例）施設野菜：5ha→5,000平方メートル（0.5ha））しているところである。
- 面積要件緩和の趣旨を踏まえると、「都市近郊地域」は、実際に取組が行われる旧市町村単位でみることが適当と考える。

(計画－７)

産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方いかん。

(答)

産地スマート計画の産地面積に占める「中間農業地域」及び「山間農業地域」の割合が一定程度（過半）を超える等、合理的な説明が出来る場合に、中山間地域等の面積要件を準用することも可能である。

(計画－8)

面積要件は実面積か。それとも延べ面積(※)か。また、事業開始時点で面積要件を満たしている必要はあるか。

(答)

- 1 特に断りのない限り、実面積である。
- 2 また、面積要件は採択要件であるため、原則として事業開始時点で満たしている必要がある。

※延べ面積：同じ場所で年間に複数回、栽培、収穫する場合の農地面積の累積のこと。

(計画－9)

ブロックローテーションの場合の面積要件は、どうなるのか。

(答)

- 1 産地スマート計画の対象作物のうち、最も大きい面積でみる。
- 2 例えば、水稲、麦及び大豆（豆類）で取り組む場合は、実面積で 50ha（水稲の面積要件）（注）をクリアできれば可とする。
（注）北海道の場合は、60ha（麦の面積要件）をクリア。

(計画－10)

加点要素4実効性について、普及組織等による支援が行われることとのことだが、どの程度の支援が求められるのか。

(答)

- 1 普及組織等が県内の生産者を対象として毎年実施している定例的な講習会への参加程度ではなく、本事業による取組効果が発揮できるよう、事業実施期間において、技術指導や事業進捗管理等の必要なサポートがなされるような体制が、普及指導員と事業実施主体・取組主体の間に構築されている状態を想定している。
- 2 事業の要望調査時に都道府県の下承のもとポイント加算が行われているものと承知しており、都道府県・普及組織においては、その趣旨を踏まえ、現場における巡回指導、相談対応など、積極的な伴走支援をお願いしたい。

(計画-11)

加算要素5重点品目について、どのような品目が該当するのか。

(答)

- 1 高品質な我が国の農産物を求める海外の需要に対して輸出拡大が有望な品目や、現時点で輸入品にシェアを奪われているものの、国内の需要に対応して生産拡大が期待される品目を重点品目・準重点品目として設定している。(広域型、地域型とも実施要領別表6のE参照)

重点品目加算ポイントの内容		
点数	重点品目 5点	準重点品目 3点
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし	うめ、くり、キウイフルーツ、おうとう
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ(でん粉原料用及びアルコール用を除く。)、ばれいしょ(生食用を除く。)	
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類(二条大麦、六条大麦、はだか麦)、豆類(小豆、いんげん、落花生)

- 2 なお、複数品目に係る計画において、該当品目の栽培面積を足し上げて過半を占める場合は加算対象となる。その際、重点品目または準重点品目のどちらの加算ポイントが付与されるかについては以下の図の通り。

※加算ポイントの考え方

- ①作付面積順に品目を並べる
- ②上位品目から過半となるまで面積を足し上げ
- ③重点品目または準重点品目が過半を占める場合は、②までに足し上げた品目のうち、最も付与ポイントの高い品目のポイントを加算

(例1) 加算されるケース

にんじん 10ha、ブロッコリー7ha、キャベツ5ha、トマト4ha (合計 26ha) の場合

26ha			
にんじん 10ha 重点品目ポイント (3点)	ブロッコリー 7ha (5点)	キャベツ 5ha (3点)	トマト 4ha (0点)

過半 (13ha)

過半を占めるにんじん・ブロッコリーのうち、付与ポイントの高い「ブロッコリー」の5ポイントを加点。

(例2) 加算されないケース

ブロッコリー10ha、ナス7ha、レタス5ha、トマト4ha (合計 26ha) の場合

26ha			
ブロッコリー 10ha 重点品目ポイント (5点)	ナス 7ha (0点)	レタス 5ha (0点)	トマト 4ha (0点)

過半 (13ha)

重点品目又は準重点品目の面積の合算が過半を占めていないため、加点されない。

(計画-12)

加点要素5重点品目について、輸出の取組とは、どのような取組によって加点となるのか。

(答)

- 1 地域型・認定者以外の取組については、産地スマート計画において農産物輸出に係る目標が掲げられており、この目標と整合性のとれた(※)取組主体事業計画となっていることが必要である。
- 2 広域型、地域型・認定者においても同様に、農産物輸出に係る目標が掲げられており、こ

の目標と整合性のとれた（※）事業計画になっていることが必要である。

※ 輸出の実績については、輸出量や輸出相手など具体的な記載とすること。輸出に取り組む計画については、輸出量や輸出相手など具体的な記載とし、目標年度までに達成できる計画とすること。

（計画－13）

加点要素5重点品目の配分基準（注3）の「輸出の取組以外の取組」とは何か。

（答）

重点品目、準重点品目における輸出以外の取組として、輸入品で多くを占められる国内の加工品仕向け用野菜などの国産シェア奪還の取組を想定している。

（計画－14）

加点要素5重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。

（答）

- 1 目標年度までの具体的な計画（定量的なもの。様式不問。）を策定していることが必要。
- 2 事業要望の審査時に輸出計画については輸出される農産物等の種類や年度、輸出先国、取扱予定数量等がわかるものにより、その計画内容を確認するものとする。

（計画－15）

加点要素5本事業において重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、複数品目を生産している事業実施主体または取組主体において、重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。

（答）

ポイントを加算することはできない。重点品目又は準重点品目に取り組む場合に限りポイントを加算することができる。

（計画－16）

労働生産性の計算を行うに当たり、現状の労働時間は県が定める収益性標準等を参考に設定してよいか。

（答）

- 1 原則として、事業実施主体・取組主体となりうる者自身の作業日誌等の記録より計算すること。
- 2 取組主体となりうる者が、現状において、精緻に労働時間を把握していないということであれば、地域の統計データや県の標準的な基準等、対外的に説明可能なデータを参考とする

ことも可能とするが、その場合であっても作業日誌等も参考に、可能な限り当該生産者の生産実態を反映させて計算すること。

(計画-17)

新たな生産方式への転換として、ほ場の大区画化による効率化に取り組む場合、国営土地改良事業などによる効率化との組み合わせでもよいのか。

(答)

- 1 新たな生産方式の導入として、ほ場の大区画化を行う場合、その手段として国営土地改良事業等を活用することは可能。
- 2 その場合、機械導入とほ場の大区画化は同一年度を実施される必要があるため、計画策定時に注意すること。
- 3 また、本事業で基盤整備費を補助することは二重補助になることから、精算時に計上しないよう注意すること。

(計画-18)

新たな生産方式への転換として、ほ場の大区画化による効率化に取り組む際、すでに大区画化が進んでいる場合は、それを新たな生産方式への転換とみなし、自動操舵システム等のスマート農機を導入することも補助対象となるか。

(答)

本事業は、スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援するものであるため、既に大区画化が進んでいる場合は、別の新たな生産方式の導入を行う必要がある。

(計画-19)

事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいのか。

(答)

- 1 計画書の作成に当たっては、栽培面積等に応じて過剰な装備とならないよう、複数社から相見積もりを行った上で、メーカーや型番を決定し、その能力・台数を仕様書に定めておく必要がある。
- 2 計画書の承認を受け、事業を開始した後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に、機械導入（契約、リース）の契約を行うことになる。
- 3 なお、本事業において農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、交付等要綱第13に基づき、入札に参加しようとする者（見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者）に対し、指名停止等に関する申立書の提出を

求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認すること。

(計画-20)

各種計画（リース導入補助）の申請・承認後に、機械導入補助に変更することは可能か。

(答)

- 1 次の条件をクリアできる取組主体は、可能と考える。
 - ① 国費相当額が計画変更前の金額を超えていないこと。
 - ② 都道府県知事に、リース事業者が取組主体事業計画の取り下げの同意を得ている旨の書類を提出できること。

※広域スマート計画の場合は②は地方農政局長等への提出となる。

- 2 なお、費用対効果分析の実施など、実施要領に定める留意事項を満たす必要がある。

(経費-1)

支援対象となる経費は、スマート農業機械の導入経費に限られるのか。

(答)

- 1 スマート農業機械でない農業機械でも、スマート農業技術と一体的に活用する場合は支援対象となる。
- 2 また、スマート農業技術や機械導入のための人材育成に要する研修費や導入機械に係る保険料、畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植に係る経費等も支援対象となる。

(経費-2)

国庫補助金額に上限額はあるのか。

(答)

- 1 国庫補助金額の上限額は、1計画あたり2.5億円である。
- 2 このうち、スマート農業技術や機械導入のための人材育成に要する研修費、導入機械に係る保険料、スマート農業技術を使用するために必要となるデータ通信料等の経費は1,500万円が上限となる。
- 3 なお、農業機械の導入、リース導入は、本体価格50万円以上の機械に限定している。

(経費－３)

実施要領別表２の①及び②にはそれぞれどのような経費が該当するか（どのような整理、仕分けになっているか）。

- ①人材育成に要する研修費・免許取得費、ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料、導入機械に係る保険料等、機械オペレータ育成や機械の効率的な利用に必要な経費
- ②畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等、機械の導入効果を高める栽培体系に転換するために必要な経費

(答)

１ ①については、例えば、

- ・ 生産管理システムを導入するにあたり、システムメーカー主催の研修や勉強会等に参加する際に要する研修費
- ・ ドローン操縦に係る免許取得のための講習受講費
- ・ ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料（事業実施期間のみ）
- ・ 導入機械に係る動産保険等の加入に係る保険料（事業実施期間のみ）

２ ②については、例えば、

- ・ 畔取りや畔の緩傾斜化、枕地の整備等の簡易ほ場整備
- ・ 果樹・茶における新植、改植

(経費－４)

自社調達やグループ企業等からの調達は可能なのか。

(答)

１ 調達は可能だが、一般競争入札又は複数の業者から見積もりを提出させる等により事業費の低減に取り組む必要がある。

２ あわせて、以下の点に留意し、利益等排除するよう金額を算定すること。

① 事業実施主体が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

② 利益等排除の方法は以下の通り。

（１）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を求める。

(経費－5)

導入機械に係る保険料（動産保険）について、例えば、8月に機械を導入し、保険期間1年の保険に加入した場合、補助対象となるのは保険料の12分の8（8月～3月の8ヵ月分）となるのか。

(答)

- 1 補助対象となる保険料は、事業実施期間中のみとなる。
- 2 長期契約の場合は、按分して算出する。

(経費－6)

新たな生産方式の導入の取組として、畔取りや枕地確保等の農地整備を行う場合、作業を外部委託してもよいのか。

(答)

- 1 新たな生産方式の導入における畔取り等の農地整備は、基本的には自力施工を前提とした簡易なものが対象であるが、農地整備の計画・管理は自身で行い、工事作業のみを外部委託することは可能。
- 2 ただし、業務委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものであり、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。また、委託費は補助金の額の50%未満とすること。
- 3 なお、業務委託を行う場合は、交付等要綱第13を参照のうえ、交付決定者への届出や、一般競争（入札又は見積り合せ）の実施等に対応すること。

(経費－7)

スマート農業技術の導入において、例えば、生産管理システムのデータ分析や、ドローン操作をサービス事業者等へ外部委託してもよいのか。

(答)

- 1 ドローン操作や栽培管理システムのデータ分析など営農工程の一部を外部委託することは可能だが、サービス事業者への作業委託に係る経費は補助対象外。
- 2 ただし、業務委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものであり、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。また、委託費は補助金の額の50%未満とすること。
- 3 なお、業務委託を行う場合は、交付等要綱第13を参照のうえ、交付決定者の届出や、一般競争の実施等に対応すること。

(経費－8)

「事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない」とのことだが、「事業の根幹を成す業務」とは何を指すのか。

(答)

- 1 例えば、自動化農機の導入として、自動操舵システムが搭載されたトラクタを活用した耕うん、播種等の作業を行うとともに、新たな生産方式として畔取りによる大区画化を実施する取組の場合、営農計画や農地整備の計画の策定・管理は自身で行うのであれば、畔取りの工事自体は土木工事であるため、「事業の根幹を成す業務」にはあたらない。
- 2 一方、営農計画等の策定や、事業計画で示した大区画化されたほ場で自動化農機を活用して効率的に作業することは「事業の根幹を成す業務」となるため外部委託することはできない。

(経費－9)

農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。

(答)

農業機械のリース導入支援は、事業実施主体・取組主体（農業者等）が農業機械をリースにより導入する場合に、当該機械の貸付者（リース事業者）に対して、当該機械の取得に必要な費用の一部を支援するものである。

(経費－10)

中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積り合せは必要か。

(答)

1 必要である。

2 なお、本事業における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、交付等要綱第13に基づき、入札に参加しようとする者（見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者）に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認すること。

(経費－11)

農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

(答)

民間の保険会社、農業共済組合及びJA等が取り扱っている動産総合保険等を想定している。

(注) 都道府県は、事業実施状況報告時等において、農業共済及び動産総合保険等に加入していることの確認が必要。

(経費－12)

農業機械等の導入補助の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要があるのか。

(答)

農業機械等の導入助成の場合については、「補助金等交付事務の取扱いについて（令和3年2月26日付2予第2034号農林水産省大臣官房参事官（経理）通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

(経費－13)

事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断すべきか。

(答)

都道府県（広域型の場合は地方農政局長等）は、中古機械の適正性を確保するため、

- ① 法定耐用年数期間の残存年数（2年以上であることが必要であるが、走行距離等も踏まえ判断）
- ② 価格の適正性（同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は農業機械等の価格等に関して専門的知見を有する者（注）の意見を聞いた上で判断）

について、十分に検証するものとする。

(注) 中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

(経費-14)

機械や資機材を購入する場合の補助金の支払いは、精算払いとなるのか。

(答)

- 1 販売店からの請求額を確認（入札関係書類、発注書、納品書及び請求書）した上で、精算払いにより補助金を支払うことを基本とする。

- 2 また、概算払いを行う場合は、以下の全てを確認するものとする。
 - ① 販売店に対する補助金の支払が、
 - A) 本事業の補助金を入金する専用口座を開設（注1）
 - B) A)の専用口座に支払予定額のうち、補助金を除く差額分の残高があることを確認（概算払請求時の直近の口座の残高欄の写し等（注2）で確認）等により、適正かつ確実に行われると見込まれること
 - ② 「機械又は資材の納品時の検収」及び「販売店からの請求書の記載内容から支払期限の確認（注3）」が行われていること

(注1) 販売店への代金支払に支障を来たさない場合（口座から他の用途への「引き落とし」が無い場合等）は、この限りではない。

(注2) 金融機関発行の借用証書、農業経営基盤強化準備金取崩額の証明書等の写しを含む。

(注3) 取組主体の口座に入金後、速やかに販売店への支払が行われるよう「販売店への支払期限」も確認するものとする。

(経費-15)

消費税は補助対象となるのか。

(答)

消費税は、

- ① 消費税の課税事業者
- ② 農業者の組織する団体のうち、その構成員である農業者が課税事業者の場合は補助対象外となる。

※交付等要綱第9第2項のとおり、消費税仕入控除税額に係る税額は補助対象外となる。

(経費－16)

本事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。

(答)

- 1 本事業で取得した機械等について、その処分制限期間内に、担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」の定めるところにより、都道府県知事の承認が必要となる。
- 2 なお、取組主体が本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、交付決定時に併せて承認することも可能としている。

(報告・評価－1)

事業評価において、労働生産性の成果目標については価格補正を行う場合があるが、どのように行うのか。

(答)

以下の計算式のとおり。

価格補正後の労働生産性

$$= (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$

補正係数

$$= \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

(報告・評価－2)

新たな生産方式の導入について、新しい生産方式に切り替えたことの確認はどのように実施し、それを担保するのか。

(答)

- 1 事業実績報告の際、現地確認を受けることが望ましいが、実績報告書に新しい生産方式に転換したことが分かるよう明記するとともに、それが分かるよう導入前後の写真等を添付することでも可とする。
- 2 普及指導員による技術的なサポート等を受けた場合は、普及指導員による現地確認を受けることが望ましい。

(報告・評価－３)

特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいか。

(答)

以下のように、外的要因等による価格変動の影響度がわずかであることが対外的に説明できる場合には、必ずしも価格補正を行わなくてもよい。

- ① 当該産地・品目の全国シェア（通年又は産地品目の出回り期間）が相当程度高いこと
- ② 当該産地・品目の販売単価上昇が、事業及び産地の取組の効果であること
- ③ 全国的な販売単価上昇が当該産地の販売単価上昇に起因することが明らかであること
- ④ 当該産地・品目の単収が平年単収と大きく変わらず、豊凶による販売単価の上昇でないこと

(報告・評価－４)

各計画の成果目標の達成状況は、どのように検証するのか。

(答)

- 1 現状値と目標値、実績値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法で検証する必要がある。
- 2 特に、現状値や実績値については、労働日誌、売上傳票、契約書等、定量的に把握可能な根拠書類を用いて検証すること。

(補助対象－１)

ドローンを導入する場合、離発着場の整備は補助対象となるか。

(答)

ドローンの離着陸場所の整備は、ドローンの効果を高める新たな生産方式とまでは言い難いことから補助対象外となる。

(補助対象－２)

自動操舵トラクタ等の導入と併せて、RTK 基地局や GPS 基地局を合わせて導入する場合、補助対象となるか。

(答)

- 1 自動化農機等に設置し、位置情報の補正を行うことでより精緻な作業を可能とする移動式の基地局であれば、当該農業機械と一体的に導入することは可能。
- 2 地方自治体や JA 等が設置する固定式の基地局の導入は施設整備に該当するため本事業の対象外となる。

(補助対象－3)

米の乾燥調製機や野菜や果物の選果機、野菜の洗浄機等、据え置き機械は補助対象になるか。

(答)

- 1 米の乾燥調製機や野菜の加工処理機等は、産地生産基盤パワーアップ事業などの従来の整備事業においても、施設と一体的に整備され、施設の一部と見なされるため、本事業の対象とはならない。
- 2 なお、施設園芸における複合環境制御装置等については、産地生産基盤パワーアップ事業などの従来の機械導入支援事業においても補助対象となっており、本事業においても対象とする。

※施設園芸における補助対象は、産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策で補助対象となる機械であり、複合環境制御装置と組み合わせることを基本とする。

(補助対象－4)

資機材費とはどのような経費が対象となるか。

(答)

- 1 本事業の目的に沿った新たな生産方式の導入や栽培体系の抜本的な転換（作期分散等のための品種・品目転換、改植等）に必要な資機材として、例えば、高温対策にも資する細霧冷房装置、遮光資材、土壌被覆資材等が想定される。
- 2 なお、生産資材等の導入支援については、農業に用いる資材であって、複数年にわたってその効果が発現するものを補助対象としている。肥料、農薬等の消費財は、補助対象外。

(補助対象－5)

本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。

(答)

事業の開始（交付決定前着手届の提出）前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

(補助対象－6)

中古機械の導入補助の要件いかな。

(答)

- 1 法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等については、都道府県が必要と認める場合に限り支援対象にしている。
- 2 都道府県においては、中古機械の故障により事業中止とならないよう、都道府県事業実施方針に承認基準を設定するなど適切な運用に努めていただきたい。

- 3 詳細な補助要件は、実施要領別記 1-1 第 8 (広域型) 又は実施要領別記 1-2 第 11 (地域型) を参照。

(補助対象-7)

農業機械のアタッチメントも補助対象に含まれるのか。

(答)

補助下限額(本体価格 50 万円以上)の基準を満たすアタッチメントであれば補助対象となる。

(補助対象-8)

50 万円未満の農業機械の場合は補助対象とならないのか。

(答)

- 1 50 万円未満の農業機械の場合は補助対象とならない。
- 2 ただし、個々の本体価格が 50 万円以下の農業機械等であって、単体では本来の効果が発揮できず、複数の農業機械等の組み合わせによって効果が発揮される場合、当該農業機械等の組み合わせ「一式」が 50 万円を超えていれば、補助対象とすることができる。

(補助対象-9)

複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能なのか。

(答)

国庫補助金の上限額(2.5 億円)の範囲内であれば複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能。

(補助対象-10)

農業機械を導入する場合、リース導入も可能か。

(答)

リース導入も可能としている。

(補助対象-11)

農業機械の選定に当たって留意することはあるか。

(答)

- 1 機械の利用面積等により能力・台数を算出した上で仕様書を設定する等行い、一般競争入札や複数の業者から求めた概算見積書にて最低価格であったメーカーや型番に決定すること。
- 2 また、事業の申請にあたっては、費用対効果分析の実施を必須としている。(リース導入の場合は不要。)
- 3 なお、本事業における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、交付等要綱第 13 に基づき、入札に参加しようとする者(見積り合

わせの場合は、見積書を提出しようとする者) に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認すること。

(補助対象-12)

導入した農業機械はいつまで使い続ける必要があるのか。

(答)

- 1 農業用機械を含む補助事業により導入した財産は、法定耐用年数の残存期間においては、処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを含む）することはできない。例えば、農業機械の法定耐用年数は7年であり、7年間以上本事業の目的に従い利用する必要がある。
- 2 仮に、耐用年数残存期間中に上記処分を行う場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関係法令、本事業の交付等要綱等に従い、補助金返還等の手続きが必要となるので留意すること。
- 3 このため、耐用年数残存期間中に上記処分を検討するにあたっては、あらかじめ本事業の申請先に相談されたい。

(補助対象-13)

施設整備は対象外とのことだが、施設内の機器については対象となるか。

(答)

- 1 施設内の機器であっても、産地生産基盤パワーアップ事業における農産物処理加工施設内の機器のように、従来の整備事業で一体的に整備している機器は施設の一部と見なされるため、本事業の対象とはならない。
- 2 なお、施設園芸に使用する、パイプハウス内に設置する高度環境制御装置などのスマート農業技術（機器）や細霧冷房装置などについては支援対象となる。個別具体的な案件については、別途、相談されたい。

(補助対象-14)

例えば、スマート農業技術として栽培管理システムを導入し、その効果を高める新たな生産方式として、データの共有・分析を通じた栽培管理の最適化を行い、適期に湛水直播を行うために自動操舵システムのない（スマート要素のない）田植機及び播種機（アタッチメント）を新たに導入したい場合、補助対象になるのか。

(答)

スマート農業技術として栽培管理システム等を導入し、データの共有・分析を通じた栽培管理の最適化を行う場合、品目ごとの技術課題の解決の取組として、適期の湛水栽培を行うためにスマート要素の無い農業機械が必要であれば、スマート技術の無い農業機械やアタッチメントも補助対象となり得る。

(補助対象－15)

例えば、スマート農業技術である栽培管理システムを導入し、データの共有・分析を通じた施肥管理の最適化を実施済みの地区において、同システムを新たに移植や播種の適期管理にまで対象範囲を広げる場合、その播種適期に効率的に湛水直播を行うため、自動操舵システムのない（スマート要素のない）田植機及び播種機（アタッチメント）を導入することは補助対象になるのか。

(答)

所有する栽培管理システムについて、これまで対象としていなかった作業についても、データの分析と第三者との共有を行うといった、スマート農業技術の効果をより高める取組を実施する場合であれば、その取組を効率的に進めるために必要な農業機械の導入も補助対象となる。

【広域型】

(総論(広)－1)

広域スマート計画とは何か。

(答)

都道府県域等（※）をまたいで事業を行う農業者が策定する、品目ごとの技術課題を解決するためにスマート農業技術の導入とその効果を高める栽培体系への転換の取組を記載した計画のことである。

（※）北海道の場合は、北海道内の総合振興局、振興局の管轄域

(総論(広)－2)

地方農政局の管轄を跨いで事業を実施する場合、申請先はどこになるか。

(答)

申請者の事務所所在地や、主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局等に申請することとなる。

(計画(広)－1)

加算要素3 地域計画について、加算ポイントを取得するためには、事業を実施する複数の地域で位置づけられていなければならないのか、その場合の加算ポイントは何ポイントとなるのか。

(答)

事業を実施するすべての地区で地域計画に位置付けられている場合に限り、5点を加算することができる。

(計画(広)－２)

広域型における面積要件はどのように判断するのか。

(答)

- 1 複数県の事業実施地区の面積を合算して要件を満たしているかを判断することとなる。
- 2 なお、複数県における事業実施の割合が極端な場合（95%と5%など）、広域型として実施することに疑義があるような計画の場合は、スマート農業技術や機械の効率的な利用の観点等から地域型での実施の検討を依頼することがある。

【地域型】

(総論(地)－１)

産地スマート計画とは何か。

(答)

- 1 地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」という。）により定められた産地としてのスマート農業技術を活用した栽培体系の抜本的な転換に向けた計画であって、都道府県知事より交付等要綱及び実施要領に定める基準を満たすものとして承認されたもの。
- 2 本計画には、
 - ① 産地スマート計画の目的、取組を実施する産地の範囲
 - ② 産地としてのスマート農業技術を活用した栽培体系への転換に向けた取組内容
 - ③ 取組により期待される効果、目標
 - ④ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容を記載することとしている。

(総論(地)－２)

各計画は変更可能か。

(答)

所定の手続を行うことにより、可能である。

(総論(地)－３)

民間事業者も補助対象とすることができるのか。

(答)

産地スマート計画に位置付けられた民間事業者（中小企業）は補助対象とすることができる。

(総論(地)－４)

民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も補助対象としてよいのか。

(答)

- 1 本事業の対象となる民間事業者は、いわゆる中小企業（※）のみを対象としており、大手資本又は大手資本から出資を受けている者は補助対象外である。
- 2 ただし、大手資本又は大手資本から出資を受けている者が、認定農業者（法人）や農地所有適格法人の場合は、補助対象となる。

(※) 中小企業は、中小企業基本法第２条第１項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者（大手民間事業者）を除く者をいう。

(総論(地)－５)

本事業は市町村経由の事業となるのか。

(答)

- 1 産地スマート計画の策定主体は地域農業再生協議会等としており、その事務局を市町村が務めている場合は市町村が関与することとなる。
- 2 なお、取組主体への補助金交付等については都道府県ビジョンに示された方法（例：都道府県から取組主体へ直接交付）で執行されるため、必ずしも市町村経由を必須とはしていない。

(総論(地)－６)

産地スマート計画に位置付けられているすべての人が事業を活用する必要があるのか。

(答)

産地スマート計画に位置付けられている全ての人が事業を活用する必要はない。

(総論(地)－７)

産地スマート計画と地域計画の関係いかに。

(答)

- 1 産地スマート計画は、産地におけるスマート農業技術や新たな生産方式の導入のための戦略である一方、地域計画は地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものであり、これらは策定目的が異なっている。
- 2 産地スマート計画については、目標の達成に必要な産地の中心的な経営体等を位置付けることとしており、地域計画との整合性がとれるよう策定していただきたい。

- 3 なお、取組主体が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画のうち「将来像が明確化された地域計画」に位置付けられている場合は、配分基準において加算措置を講じることとしている。

(総論(地)－8)

産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。

(答)

例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、この集まりを「産地」とすることが可能である。

例 1 共同で集出荷していること

例 2 同一の（新たな）栽培技術体系に取り組んでいること

例 3 同一の品種を栽培していること

例 4 共通の出荷基準を有していること

例 5 共通の技術課題に取り組むこと 等

(総論(地)－9)

これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の補助対象となり得るか。

(答)

- 1 都道府県スマート農業ビジョンに定める場合は、補助対象とすることも可能。

- 2 ただし、これまで産地で生産したことのない新規作物でのスマート農業技術導入はリスクも高いことから、
 - ① スマート農業技術及び新たな生産方式の導入の実現可能性
 - ② 事業効果等について十分検討するとともに、都道府県スマート農業ビジョンに都道府県による推進・指導体制を明記し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(総論(地)－10)

国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(答)

可能である。

(総論(地)－11)

本事業の地域型（計画認定者以外）における都道府県と地域協議会等の役割いかん。

(答)

- 1 都道府県は、
 - ① 都道府県全体での事業実施の方向性となる都道府県スマート農業ビジョンの作成
 - ② 都道府県事業計画の作成
 - ③ 地域協議会等が作成する産地スマート計画の審査承認
 - ④ 取組主体への補助金交付
 - ⑤ 地域協議会等に対する指導監督等を実施する。

- 2 地域協議会等は、
 - ① 産地スマート計画の作成
 - ② 取組主体に対する指導監督
 - ③ 産地スマート計画の目標達成状況の評価等を実施する。

- 3 取組主体（農業者等）は、
 - ① 取組主体計画の作成
 - ② 取組主体事業計画の実行・評価等を実施する。

(総論(地)－12)

地域協議会が解散する場合、本事業の承継や変更に係る手続きいかん。

(答)

- 1 事業実施期間中又は評価が完了していない産地スマート計画を有する地域協議会が解散する場合は、地域協議会長は都道府県に相談の上、本事業に係る権利義務を交付等要綱第4の(2)又は(3)に規定する別の地域協議会に承継する必要がある。

- 2 その場合、都道府県知事は、実施要領第9に基づき、都道府県事業計画の変更に係る手続きが必要である。

(計画(地)－1)

産地スマート計画の成果目標と取組主体の成果目標は一致させなければならないのか。

(答)

- 1 産地スマート計画の成果目標の達成に各取組主体の活動が寄与することとなるため、成果目標は一致することとなる。

- 2 また、達成状況の算出のため、指標の単位についても一致させる必要がある。

- 3 なお、産地スマート計画と異なる成果目標を掲げる取組主体事業計画が地域協議会等へ提出された場合、当該産地スマート計画の成果目標の達成に必要な取組であることを地域再生協議会が認める場合は、許容されるものと考えられる。

(計画(地)－2)

取組主体事業計画の申請先はどこか。

(答)

- 1 産地スマート計画の策定単位になる地域協議会等に申請することとなる。
- 2 また、スマート農業技術活用促進法に規定する生産方式革新実施計画の認定者は、産地スマート計画への参画は不要としており、直接、都道府県へ申請することができる。

(計画(地)－3)

産地スマート計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、どの地域協議会が計画を作成すればいいのか。

(答)

- 1 都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）が産地スマート計画を策定し申請する、又は複数の協議会が合同で産地スマート計画を策定し、代表的な地域協議会が申請することも可能。
- 2 いずれの場合でも、関係する地域協議会との間で情報共有が必要である。
- 3 複数の協議会が合同で産地スマート計画を策定し、そのうち1つの地域農業再生協議会が代表して申請する場合、事業採択後の補助金交付等の手続きや役割分担等のルールを地域協議会間で事前に調整しておくこと。

(計画(地)－4)

産地スマート計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(答)

- 1 地域協議会の管内で、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能であるが、原則、1計画につき1品目（野菜や果樹といった単位）で計画策定すること。
- 2 ただし、品目横断的に一体不可分の取組（輪作体系、共通の栽培管理システムを使用、1台のロボトラを米と野菜の農地で使用、等）を実施する場合や、同一システムを品目横断的に導入する取組（複数品目のほ場に同一のかん水システムを導入する、等）といった場合は、1計画に複数品目を位置付けることも可能な場合があるため、個別に相談されたい。

(計画(地)－5)

産地スマート計画の目標年度の考え方いかん。

(答)

- 1 目標年度は、事業実施年度（交付決定年度。複数年度の場合は事業実施最終年度。）の翌々年度となる。

事業実施年度		目標年度
令和7年度	⇒	令和9年度
令和7～8年度	⇒	令和10年度
令和7～9年度	⇒	令和11年度

- 2 果樹・茶の目標年度は、品目の特性を考慮し、事業実施年度の3年後又は4年後としており、その場合は以下のとおりとなる。

①3年後の場合

事業実施年度		目標年度
令和7年度	⇒	令和10年度
令和7～8年度	⇒	令和11年度
令和7～9年度	⇒	令和12年度

②4年後の場合

事業実施年度		目標年度
令和7年度	⇒	令和11年度
令和7～8年度	⇒	令和12年度
令和7～9年度	⇒	令和13年度

(計画(地)－6)

取組主体事業計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。

(答)

- 1 取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに、取組主体事業計画の事業実施状況報告書を地域協議会長等へ提出する必要がある。
- 2 なお、目標年度の事業評価も同様とすること。

事業実施年度		実施実施状況報告
令和7年度	⇒	令和8年6月末日まで（令和7年度分） 令和9年6月末日まで（令和8年度分）

※目標年度は、令和9年度。事業評価を令和10年6月末日までに提出。

(計画(地)－7)

産地スマート計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。

(答)

- 1 地域協議会長等は、取組主体から報告書の提出を受けた場合には、産地スマート計画事業実施状況報告書を作成し、その年の7月末日までに都道府県知事へ提出する必要がある。
- 2 なお、取組主体事業計画事業実施状況報告書を点検し、成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずること。

(計画(地)－8)

成果目標（労働生産性の5%以上向上等）は、各種計画ごとに達成する必要があるのか。

(答)

- 1 取組主体は、産地スマート計画の成果目標の達成に必要となる成果目標を設定し、その達成に向けた取組主体事業計画を策定する必要がある。
- 2 同様に、スマート法計画認定者については、スマート技術高度利用計画で掲げた目標を達成する必要がある。

(計画(地)－9)

1人の農業者が複数の産地スマート計画に参加することは可能か。

(答)

- 1 基本的には1つの産地スマート計画にのみ参加することになるが、例えば、1人の農業者が複数の品目を生産している場合等にあつては、複数の産地スマート計画に参加することも可能。
- 2 その場合、事業採択後の補助金請求の際は、二重計上とならないよう、十分注意して経費管理すること。

(計画(地)－10)

目標達成率が80%に満たなかった産地スマート計画を有する協議会やスマ農法の計画認定を受けた農業者であっても、新たな計画の作成は可能か。

(答)

目標達成率が80%に満たなかった場合であっても、当該産地と別の産地又は別の品目であれば、新たな計画の作成は可能であるが、

- ① 都道府県、地方農政局等において目標未達である計画の評価結果の公表
- ② 各段階の評価に当たり、未達成となった要因の分析等の実施
- ③ 次期計画に対し、地方農政局等を含む各段階での評価結果を踏まえた厳格な審査等により、目標を達成できなかった者が安易に新たな補助金を受給することがないよう、厳格な審査を行い、その結果、事業実施主体として不適格であると判断することもある点、留意す

ること。

(計画(地)－11)

目標達成率が80%に満たなかった産地スマート計画を有する協議会やスマ農法の計画認定を受けた農業者に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。

(答)

- 1 各段階の評価の実施に当たり、未達成となった要因の分析等を行い、新たな計画の成果目標達成見込みの根拠等が適切か、過去の未達要因に対する十分な対策を講じているか等について、より厳格に審査する。
- 2 当該協議会やスマ農法の計画認定農業者においては、未達成となった要因が解消し、目標達成するまで、同一の産地、かつ同一の品目での次期計画の策定は認めないものとする。

(計画(地)－12)

成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の計画について、厳格な審査が行われるのはどのような場合か。

(答)

- 1 目標年度に成果目標達成率が80%に満たなかった取組主体が、同一の産地、かつ同一の品目の産地スマート計画に参加しようとする場合が該当する。
- 2 当該取組主体計画について、地方農政局等を含む各段階で厳格な審査等を行い、参加の可否を判断することとする。
- 3 なお、自然災害等により取組が困難となるような事態や社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合、地方農政局長等が開催する評価検討委員会において妥当と判断されれば、成果目標を変更し、又は評価を終了することが可能である。

(計画(地)－13)

成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が、別産地又は別品目の産地スマート計画に参加する場合、厳格な審査の対象となるのか。

(答)

- 1 目標年度に成果目標達成率が80%に満たなかった取組主体が、別産地又は別品目の産地スマート計画に参加する場合には、厳格な審査の対象とはならない。
- 2 ただし、過去の取組主体事業計画の未達理由により、新たな取組主体事業計画の目標が未達成となることはないか、計画の妥当性については十分に確認を行うこと。

(計画(地)－14)

機械導入等を支援する他の事業で成果目標が未達成の場合の取扱いはどのようになるか。

(答)

事業によって趣旨や目的が異なることから、他の事業での成果目標の達成状況は問わない。

(計画(地)－15)

産地スマート計画を1法人等で作成することは可能か。

(答)

- 1 本事業は産地単位で品目ごとの個別課題に取り組むこととしているため、1事業者のみで取り組むことは望ましい形ではないが、当該事業者が産地を代表し、スマート農業技術とその導入効果を高める生産方式の転換に取り組むことで、産地の他の生産者に取組が普及すること等が見込まれる場合、対象とすることは可能。
- 2 なお、1事業者の取組主体事業計画のみで産地スマート計画を構成する場合であっても、地域農業再生協議会等が作成する産地スマート計画に位置付けられる必要がある。
- 3 一方、当該法人等がスマート農業技術活用促進法の認定を受け、本事業を活用する場合、スマート技術高度利用計画を策定し、直接、都道府県に申請することが可能であるため、こちらの仕組みの活用も検討されたい。

(計画(地)－16)

各計画を1品種で作成することは可能か。

(答)

品目ごとの面積要件を満たしており、現状値及び目標値の算出など合理的な計画が作成できる場合は可能である。

(計画(地)－17)

産地スマート計画に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。

(答)

1つの取組主体が産地での取組を複数に分けて段階的に取り組むことがあり得ることから可能である。

(計画(地)－18)

目標年度が異なる取組について、1つの産地スマート計画に位置付けてもいいのか。

(答)

- 1 本事業の目標年度は、
 - ① 事業実施年度の翌々年度
 - ② 果樹・茶の改植を伴う取組は事業実施年度の3年後又は4年後

としているところである。

- 2 これらの取組を1つの産地スマート計画にまとめた場合、それぞれの取組の目標年度にズレがあるため、評価を適正な時期に行うことができないなどの懸念がある。
- 3 このため、原則として、「果樹・茶の改植を伴う取組」と「それ以外の取組」は、別々に産地スマート計画を作成することとする。

(計画(地)－19)

産地スマート計画に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。

(答)

産地スマート計画に新たな取組を追加する場合、成果目標の達成が容易になる可能性があることから、成果目標の上方修正が必要である。

(計画(地)－20)

産地スマート計画の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(答)

- 1 産地スマート計画の現状値を固定したまま、毎年、新たな取組を追加していくと、成果目標の達成が容易になるという問題が発生する場合がある。
- 2 このため、産地スマート計画及び取組主体事業計画の現状値は、新たな取組を追加する場合等においては、必要に応じて見直すこととする。

(例1) 産地スマート計画の成果目標が「販売額の10%以上の増加」であって、当初に比べ取組農家数が増加する場合、追加する農家の現状値を産地スマート計画の現状値に加算する。

(例2) 果樹・茶において、初年度に改植を行うことにより、2年度の現状値が著しく低下する場合、初年度の現状値を2年度の現状値とする。

(計画(地)－21)

例えば、初年度に交付決定した産地スマート計画（事業実施年度：初年度）に、2年目に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ妥当性協議を行うことになるのか。

(答)

- 1 地域再生協議会等は、既存の産地スマート計画に新たな取組主体事業計画を追加する場合、交付等要綱第15に従い、計画変更の手続きを行う。

- 2 都道府県知事は、産地スマート計画の変更申請を受けた場合、都道府県事業計画に追加分を加え、地方農政局長等へ妥当性協議を行う。
- 3 地方農政局長等は、2年目に妥当性協議を受けた都道府県事業計画について、協議結果を通知する。
- 4 都道府県知事は、改めて妥当性協議を終えた都道府県事業計画について、追加された取組主体事業計画分の額に係る交付決定を行う。

(経費(地)－1)

取組主体に対する補助金の支払ルートについて。

(答)

- 1 本事業は、基本的には、都道府県から支援対象である取組主体に補助金が交付されることになる。
- 2 ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村又は地域協議会等を経由して補助金を交付することも可能としており、この場合は、都道府県スマート農業ビジョンに、市町村等を経由した補助金の交付方法を定めることになる。
- 3 なお、支払方法の検討に当たっては、都道府県、市町村及び地域協議会等で十分話し合っていたいただき、地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただきたい。

(経費(地)－2)

取組主体補助金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

(答)

都道府県スマート農業ビジョンに基づき、

- ① 農業機械等の導入及びリース導入の伝票等による確認
- ② 農業共済、動産総合保険に加入していることの確認
- ③ (該当あれば)免許取得経費、オペレーター研修経費等の定額補助分の支払い実績確認
- ④ 新たな生産方式の導入の実施状況の確認(導入前後の写真による確認)

等を行うことになる。

(注)例えば、農業機械等の導入及びリース導入、資材の購入等に対する助成については、購入の契約書、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

(経費(地)－3)

交付等要綱別表2の推進事務費で示される支援対象は何か。

(答)

例えば、以下のような経費が補助対象となる。

- ・ 本事業の推進事務を行う都道府県、都道府県協議会、地域協議会の職員の直接作業時間に対する給料その他手当（人件費）
- ・ 地域協議会長等が本事業を実施するため直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた事業主負担経費（賃金）
- ・ 取組主体の事業実施状況確認・指導のための交通費（旅費）
- ・ 取組主体に補助金を支払う際の手数料（雑役務費）

(経費(地)－4)

都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。

(答)

事業費の10%以内を上限として、助成対象となる。

(経費(地)－5)

地域協議会が他事業等の推進も担っているケースも多いが、本事業の推進事務費についてどのように活用すればよいか。

(答)

地域協議会が他事業等の推進事務も担っている場合、他事業の業務と重複しないよう、業務量の按分等、対外的に説明のつく計算方法により事務費を計上する。

(経費(地)－6)

機械、資材等の販売事業者や販売関係団体を構成員とする協議会が策定する産地スマート計画のもとで事業に取り組む場合、この協議会の構成員から、機械、資材を購入する必要があるのか。

(答)

- 1 本事業の要領に定めるとおり、過剰な農業機械の導入等を排除するなど、徹底的な事業費の低減に努めることとしており、資機材の購入にあたって十分に留意する必要がある。
- 2 さらに、農業機械の購入やリースにあたっては、事業者自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこととしており、特定の者からのみ資機材等を購入することはないよう十分に留意する必要がある。
- 3 万が一、地域協議会やその構成員が、事業として行う物品・役務の提供を強制する事案が生じた場合は、速やかに最寄りの地方農政局等のスマ転事業担当に御連絡いただきたい。

(高度－１)

スマート技術高度利用計画とは何か。

(答)

- 1 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の計画認定者は、取組主体事業計画の代わりに、「スマート技術高度利用計画」を策定し、そのまま都道府県事業計画に位置付けられることが可能となる。
- 2 取組主体事業計画のように、産地スマート計画に位置付けられる必要はない。
- 3 その際、認定を受けた生産方式革新実施計画に位置付けられ、本事業の趣旨に合致する取組をスマート技術高度利用計画の対象とすることができる。
- 4 なお、現況値や目標値は、相互の計画間で整合性をとること。

(高度－２)

スマート技術高度利用計画で申請する場合、「事業実施期間中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実」とは、どのような場合か。

(答)

本事業の手続き日程において、地方農政局等から示される日までに、生産方式革新実施計画の認定内諾を受けた段階である。

※地方農政局等は、本事業の要望調査の本省提出日を踏まえた上で、生産方式革新実施計画の認定内諾目安日を申請希望者に示すこと。

(高度－３)

スマート技術高度利用計画の内容が、生産方式革新実施計画の内容と合致するとは、どのような場合か。

(答)

- 1 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づく計画認定等事務取扱要領（６政第 155 号令和 6 年 10 月 1 日農林水産省大臣官房技術総括審議官通知）別記様式第 2 号「生産方式革新実施計画」4（４）生産方式革新事業活動の内容 B、C に記載のあるほか、D の欄に記載の場合は、B 又は C に関連のある取組であれば、合致していると判断する。
- 2 また、別表 1 「生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」にも記載があることが望ましい。
- 3 例えば、B 又は C で播種を取組を記載していたにもかかわらず、D の欄に収穫作業を取組を記載している場合は、D に記載があっても、B 又は C に関連した取組とは言えないため、合致

していないと判断する。

(報告・評価(地)－1)

各計画の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

(答)

各計画の実績の検証については、

- ① 産地や生産者の現状、課題・問題点
- ② 機械導入や生産方式の転換の取組による効果、成果目標の達成状況
- ③ 現状値より実績値が上回る又は下回る場合の具体的な要因
- ④ 達成状況が低調な場合における具体的な指導内容

等、産地や生産者独自の取組、地域協議会や取組主体への指導内容を含めた観点からの検証が必要となる。